

全教委連発第67号
平成26年7月22日

文部科学大臣
下村博文様

全国都道府県教育委員長協議会
会長 木村 孟

全国都道府県教育長協議会
会長 比留間 英人

「教育再生の実行に向けた教職員等指導体制の在り方等」に対する
意見について

平成26年6月13日付けで依頼のありました標記の件について下記のとおり
意見を申し上げます。

記

1 教職員等指導体制の在り方

○ 課題解決型・双方向授業の実現（授業革新）に向けた教職員等指導体制の在り方

課題解決型・双方向授業の実現に当たっては、自然体験活動や科学実験などを通じた「調べ学習」の充実やディベートの実施などの際に、いずれも児童生徒の学習をきめ細かく支援することが必要であるため、そのための人的措置の拡充が求められる。

学校・学級規模の大小にかかわらず、指導方法の工夫改善のための加配を活用した少人数指導や習熟度別指導などの取組が実施されているが、課題解決型・双方向授業を充実するため、指導方法の工夫改善のための加配については継続・拡充することが望まれる。また、地方の裁量による柔軟な活用ができるようにすることも必要である。

○ 学校の教職員構造の転換（チーム学校）を実現するための教職員等指導体制の在り方

教職員の多忙な状況を解消するためには、学校での教育と家庭での教育の役割を明確化することや教員の業務量を減らすための専門的スタッフの配置等を検討することが重要である。

そこで、教員の多忙化（多忙感）を解消し、教員が教材開発・作成等授業準備に一層専念できるよう、図書館司書、児童生徒の不安や悩みを解消するための相談員、部活動の指導員等、専門スタッフの加配措置を講ずることが望まれる。

○ 学校規模の適正化への支援と教職員等指導体制の在り方

学校統合を行う際に学級数に変動する場合の教職員定数措置について、定数減に係る緩和措置や学級数増等に対応するために必要となる加配措置を拡充することにより、その充実を図ることが求められる。

児童生徒の減少により、標準法上、教頭の定数措置がされない学級数となった場合においても、教頭の配置が可能となる定数措置を行うことや、一定規模以下の学級数となった場合でも、養護教諭の定数措置を行うこと、また、統合後の学校運営が安定するまでの間、複数年にわたる加配措置を行うことなどが必要である。

○ 個別の教育課題に対応するための教職員等指導体制の在り方

○ 家庭環境や地域間格差など教育格差の解消を図るための教職員等指導体制の在り方

家庭環境等の要因により学力定着が困難な児童生徒に対する学習支援や家庭教育支援、家庭の経済状況による教育格差への対応、また、いじめ、不登校、暴力等の生徒指導体制等の充実や、小中学校に在籍する発達障害のある児童生徒（可能性のある場合を含む）への指導の充実等、各学校・地方公共団体によって解決すべき教育課題や必要な指導体制は多様である。

そこで、各地方公共団体が多様な教育課題に効果的に対応できる指導体制を個々の学校の状況に応じて主体的に考え、整えることが可能となる柔軟な加配措置を継続・拡充することが必要である。

○ 教職員定数の算定方法の明確化に向けた方策

教職員定数の算定方法の明確化を検討する際には、地理的な事由等により地域特性に応じて配分されてきた教職員定数が減となることがないように都道府県の意見を十分に聞き、それを反映することが必要である。

2 メリハリある教員給与体系の在り方

○ 真に頑張っている教職員に報いるメリハリある教員給与の在り方

より優秀な人材を確保することを目的として、教育職員の給与の優遇措置を定めた人材確保法を堅持しつつ、一層の改善を図り、その職務の専門性に十分配慮するとともに、能力・実績に見合った処遇を可能とするメリハリをつけた給与制度とするための財政措置を講じることが望まれる。